（車両後退通報装置）

第51条の6　次に掲げる自動車については、保安基準第43条の10の規定は適用しない。

一　令和7年1月18日（輸入された自動車にあっては令和8年1月18日）以前に製作された自動車

二　令和7年1月19日から令和9年1月18日まで（輸入された自動車にあっては令和8年1月19日から令和10年1月18日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和7年1月18日（輸入された自動車にあっては令和8年1月18日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和7年1月19日（輸入された自動車にあっては令和8年1月19日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和7年1月18日（輸入された自動車にあっては令和8年1月18日）以前に指定を受けた型式指定自動車と車両後退通報装置に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和9年1月18日（輸入された自動車にあっては令和10年1月18日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの